

令和6年9月吉日

加入者各位

「保険証有効期限シール」の送付について

平素は、ジーエス・ユアサ健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当健保組合では令和6年12月2日の保険証の廃止に向けて、ご協力を賜りながら「登録情報の正確性の確保」や「マイナ保険証の普及促進」などを推進しているところです。

さて、当健保組合における、既存の保険証の有効期限は令和7年3月31日となっております。そのため、今回お送りいたします標記「保険証有効期限シール」をお手元の保険証に貼付することで、保険証の廃止に際し設けられている経過措置期間（令和7年12月1日）まで引き続き使用可能となります。

また、本シールの貼付は厚生労働省保険局保険課も了承しているものであり、医療機関等を受診した際も、窓口で通常通りご利用いただけます。万が一、受診できないことなどがありましたら、当健康保険組合までお問い合わせください。

なお、貼付の際は、シール本体の注意事項をよくご確認ください、お手元の保険証に貼るようになしてください。

以上

ジーエス・ユアサ健康保険組合

TEL：075-316-3196

【シール貼付け見本】

